

# 第4章

## E U

|                                                                             |     |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----|
| <b>関 税</b> .....                                                            | 160 |
| (1) 高関税品目 .....                                                             | 160 |
| (2) 情報技術協定 (Information Technology Agreement) の対象製品の取扱いにかかる<br>関税分類問題 ..... | 160 |
| (3) その他の関税分類問題 .....                                                        | 166 |
| <b>アンチ・ダンピング</b> .....                                                      | 166 |
| <b>基準・認証制度</b> .....                                                        | 167 |
| (1) 廃電気電子機器指令 (WEEE)、電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する<br>指令 (RoHS) 及び電池指令改正案 .....   | 167 |
| (2) エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求設定枠組み指令 (EuP) 案 .....                              | 168 |
| (3) 化学品規制 (REACH) .....                                                     | 169 |
| <b>サービス貿易</b> .....                                                         | 170 |
| オーディオ・ビジュアル (AV) 分野の規制 .....                                                | 170 |
| <b>地域統合</b> .....                                                           | 172 |
| (1) 譲許税率の引き上げ .....                                                         | 172 |
| (2) AD措置の自動的拡大 .....                                                        | 173 |
| (3) ポーランドの自動車関税引き上げ .....                                                   | 173 |

## 関 税

### (1) 高関税品目

#### <措置の概要>

非農産品の単純平均譲許税率は3.9%であるが、トラック（最高22%）、乗用車（10%）と、高関税品目もいくつか残されている。また、家電（最高14%）、繊維（最高12%）分野の関税率は他の先進国と比べても高水準であり、輸入製品は国産製品に比べて著しく厳しい競争条件の下に置かれている。

#### <国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高める観点から、上記のようなタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

#### <最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。

### (2) 情報技術協定 (Information Technology Agreement) の対象製品の取扱いにかかる関税分類問題

「情報技術協定」(ITA: Information Technology Agreement) とは、情報関連機器、部品等の関税撤廃を目的として1996年に日米EU等29か国・地域により合意された閣僚宣言 (Ministerial Declaration on Trade in Information Technology Products) を指し (ITAの概要については、第II部第4章関税コラム参照) ITA参加国はITAの対象とされた製品の関税無税化をGATT第2条に基づく自国譲許表に記載すること

が求められている。(2012年2月現在の参加国は73国・地域 (ただしEUは27か国と数えている)。) これを受けて、参加国はITA対象製品を譲許表に個別に掲載して無税扱いとする旨を明記しており、これらの製品に対して実際に関税を賦課している場合には、GATT第2条に基づく譲許違反となる。

EUでは、テレビやビデオといったITA対象外の電機製品に対しては高い関税が課されているが、製品の高機能化や技術的融合が進む中、本来ITA対象製品として扱われるべき製品が恣意的な関税分類上の取扱いの変更によりITA対象外製品として課税されるという問題が生じている。ITA参加国であるEUはITA対象製品を無税とする譲許を行っており、これらの製品への課税はGATT第2条違反を構成する (ただし後述のとおりかかる問題の一部は現在解消されつつある)。

ITAは、対象製品の関税無税化の実現により、IT製品の自由な貿易体制を確保し、IT分野のさらなる技術進歩に貢献してきた。他方、技術進歩の早いIT製品は、その特性上、新機能の付加や機能の向上が頻繁に繰り返されるが、機能の付加・向上を理由にITA対象製品を直ちにITA対象外とし有税化すると、ITA対象リストの空集合化を招きかねず、IT製品の自由貿易促進といったITAの本来の目的にも反する事態となる。このため、ITAは「各国の貿易制度は、IT製品の市場アクセス機会を拡大するように発展すべきである」(ITA宣言パラグラフ1参照) と定め、また、「技術進歩、関税譲許適用の経験、HS分類の変更に鑑み、追加品目を加えるために付表を変更すべきかどうかをコンセンサスで合意し、IT品目の非関税障壁について協議するために、参加国は物品理の下で定期的に会合する」(同附属書パラグラフ3) と規定しているように、ITA合意当時から技術進歩に対応する必要性は折り込まれていた。

このEUにおける問題に対し、2006年12月、甘利経済産業大臣よりマンデルソン欧州委員 (貿

易担当)宛に解決を要請する書簡を発出するとともに、2007年1月の甘利経済産業大臣とマンデルソン委員及び経済産業審議官と欧州委員会貿易総局長との各会談において、本件問題解決へ向けて欧州委員会と協議を行った。その後も我が国はEUとハイレベルでの協議を継続したが、EU側は解決に向けた努力を行わなかった。

EUによるITA製品への課税の動きは、他のITA対象製品及び他のITA参加国へ波及する可能性が高いことや、産業界からの強い要望があることから、我が国は、WTOの紛争解決手続を利用するものとし、2008年5月28日、デジタル多機能複合機(MFM)、フラット・パネル・ディスプレイ(FPD)及びセット・トップ・ボックス(STB)の3品目について、EUに対し、米国と共同でWTO協議要請を行った(6月12日に台湾が同様にWTO協議要請)。7月にEUとの二国間協議を行ったものの満足な結果が得られなかったため、8月18日に、米国及び台湾と共同でパネル設置要請を行い、9月23日にパネルが設置された。その後、2009年に開催された二回のパネル会合を経て、2010年9月21日、共同申立国側の主張を認めるパネル報告書が採択された。同年12月、我が国、米国及び台湾は、パネルの勧告を実施するための履行期限を2011年6月30日とすることで、EUと合意した。EUは、2011年6月25日付官報で不当な関税規則を修正する履行措置を公表し、これを同年7月1日より施行した。さらに2012年2月9日付官報で多機能複合機、同年2月21日付官報でセット・トップ・ボックスの分類基準にかかる新規則を発表した。

以下、個別製品に即して問題を概観する。

## 1. WTOパネルにおける検討の対象製品

### (a) デジタル多機能複合機

#### <経緯及び措置の概要>

デジタル多機能複合機(Multifunction Digital Machines(MFM))は、プリンター、コピー、スキャナー、ファックス等の複合的な機能を備

え、コンピュータやネットワークにつなげて使用することを前提とした情報機器であり、コンピュータとの接続による出力を主要な機能としている。

MFMの関税分類上の取扱いについては、これをITA対象であるHSコード8471.60号(コンピュータの入出力装置)もしくは8517.21号(ファクシミリ)、またはITA対象外である9009.12号(アナログ式複写機)のいずれに分類すべきか、国際的なコンセンサスが得られていなかった。そこで、WCO(世界税関機構)のHS委員会において検討が行われたが、HS委員会は形式上ITAを意識したものではないため、関税分類の一問題として取り上げられた。1998年にブラジル(ITA非加盟国)が複合デジタルコピー機は9009.12に分類すべきとWCOに問題提起したことを契機に議論が始められ、2001年5月にWCO・HS委員会で行われた投票では、9009項にはデジタル複合機が含まれないとされたが、反対国が留保権を行使し議論は継続扱いとなった。2002年11月に行われた2回目の投票では、逆にデジタル複合機が9009項に含まれるとする支持が多数となったが、反対国が留保権を行使し議論は再び継続された。2003年11月の3回目の投票では、我が国が説得努力を行ったこともあり、結果は同票となった。これを受けて、2007年1月1日に発効したHS2007で、コンピュータまたはネットワークに接続できるMFMについて独自の関税分類(HS8443.31)が新設されることとなり、これによりWCOにおける議論は終了した。ただし、新設されたコードをITA対象として無税扱いすべきかは、WTO・ITA委員会での議論が進んでおらず、未だ決着していない。

EUは、ITAが締結された当時から、デジタル複合機を9009.12号に分類し課税対象としていたが、HS2007改正の後は、ファクシミリ機能を有しないMFM、または毎分12枚超のコピー機能を備え電子写真方式の出力技術を使用するMFM等を、EU関税率表(CN)8443.31.91に分類し6%

の課税を行うこととした。

### ＜国際ルール上の問題点＞

EUは、ITA対象製品であるプリンター（CN8471.60.40）、スキャナーその他のコンピュータの入出力装置（CN8471.60.90）、及びファクシミリ（CN8517.21.00）を無税とすることを譲許表に記載している。

しかし、コンピュータと接続機能のあるMFMまたはコピーとファクシミリ機能を有するMFMは、前者はコンピュータまたはネットワークと接続して使用されることを前提とし、コンピュータ等との間で情報、データ等を送受信しこれらを入力する機能をもつ機器であるから、ITA対象製品である「コンピュータの入出力装置」(8471.60)に該当し、後者はITA対象製品であるファクシミリ（8517.21）に該当するので、これらに対する課税はGATT2条違反を構成する。また、そもそもMFMは、ITA対象製品である単機能のプリンター、ファクシミリ、スキャナー等を技術的に融合し高度化した製品にすぎず、かかる製品をITAの対象外と扱うことは、ITの技術進歩を促すどころか却って阻害し、ITAの本来の目的に反するばかりか、技術進歩をもたらす便益による産業・社会の発展に悪影響を与えることも懸念された。そこで、上記のとおり、我が国は、MFMに対する課税についてWTO紛争解決手続を活用することとした。

### ＜最近の動き＞

上記のとおり、2010年9月に採択されたWTOパネル報告書を受けて、EUは、2011年6月25日付け官報で、一定のMFMに対する6%課税を定めていたCN8443.31.91を撤廃するとともに、「デジタルコピー機能を主たる機能とする」MFMに対してだけ2.2%課税することとし、その他のMFMを無税とする履行措置を公表し、これを同年7月1日付けで施行した。

さらに、上述のとおり、EUは、2012年2月9

日付官報で、MFMの分類基準にかかる新規則を発表し、MFMについて、デジタルコピー機能が主たる機能であるとされる可能性（したがって2.2%課税の対象となる可能性）を著しく限定した。今後は、新規則の運用においてWTO勧告履行が適切に行われているか注視していくことになる。

### (b) フラット・パネル・ディスプレイ

#### ＜措置の概要＞

EUは、2004年に、DVI端子（Digital Visual Interface、ディスプレイにコンピュータのデジタルデータを送ることを目的としたコンピュータ用インターフェースの標準規格）（を備えたフラット・パネル・ディスプレイ（FPD）の関税分類上の扱いを変更し、従来ITA対象であるコンピュータの入出力装置（CN8471.60.80：関税率0%）として無税としていたところ、DVI端子によりビデオ信号を受信できるとして、ITA対象外であるビデオモニタ（CN8528.21.90、HS2007改正後はCN8528.59.10またはCN8528.59.90）に分類し、14%の高関税を賦課するようになった。EUは、2005年より画面サイズ48.5センチ以下など一定の要件を満たすFPDに対して暫定的に課税を停止する措置をとったが（同年3月31日付官報掲載）、これと並行して、コンピュータ以外のソースから信号を受信表示できるFPD（DVI、HDMI端子を備えるFPD、DVD記録再生機・ビデオカメラ・ビデオゲームから信号を受信表示できるFPD等）を、14%課税を定める関税コードに一律に分類する関税規則を順次施行した（2005年4月27日付、同年12月29日付及び2008年5月30日付官報に掲載、ただしこれらFPDも上記暫定的課税停止措置の対象である限り実際の課税は停止されていた）。

### ＜国際ルール上の問題点＞

EUは、ITA対象製品であるコンピュータの入出力装置（8471.60）及びコンピュータの「ため

の (for) FPDを無税とすることを譲許表上で約束しているにもかかわらず (前者はITA付属書A、後者はITA付属書Bに基づく (ITAの概要については第II部第4章関税コラム参照))、上記のとおり、DVI端子付FPD等に対する一律の課税措置を定めていた。

DVI端子付FPDは、その技術・構造の特性からコンピュータに「専ら又は主として」使用される機器であるから、HS第84類注5 (B) (a) に則り (「自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること」等の要件を充足した場合は、コンピュータ等の自動データ処理システムを構成するユニットとして取り扱うべき旨規定)、コンピュータの入出力装置として無税扱いされるべきであるから、EUの課税措置は譲許違反としてGATT第2条違反を構成する (なお、2007HS改正により、FPDに対する8471.60の適用は排除され、コンピュータに専ら又は主として使用される種類のFPDは8528.51に分類されることとなった)。また、EUは、ITA付属書Bに基づき、コンピュータの「ための」FPDを全て無税扱いとすることも譲許表に記載しているものであるから、この側面からも、コンピュータ以外のソースからの信号を受信表示できるFPDに対する一律の課税措置はGATT第2条違反に該当する。

2005年に開始された上記暫定的課税停止措置は2007年に延長されたが (同年3月22日付官報掲載)、依然としてコンピュータに使用される多くのFPDが14%の高関税の対象 (14%) とされていた上、そもそも課税停止はあくまで暫定的な措置にすぎず、EUの一方的判断により随時修正・撤廃され得るものである (同措置は2009年及び2011年にも延長され (最終的には2011年6月末に失効)、2009年には同措置の適用対象範囲を画面サイズ55.9センチ以下のFPDなどに拡大した (2009年3月7日付官報))。そこで、上記のとおり、我が国は、FPDに対する課税についてもWTO紛争解決手続を活用することとした。

## <最近の動き>

その後、EUは、我が国、米国及び台湾がWTO紛争解決手続を活用していく過程で、2011年11月10日付及び同年12月3日付官報で、コンピュータ以外のソースからの信号を受信表示できるFPDモニタ、DVI端子付FPDモニタ等をITA対象外であるビデオモニタ (CN8528.21.90) に一律に分類する措置の撤廃を公表した。

EUが一定のコンピュータ用FPDモニタに対する不当な関税賦課を撤廃したことは評価できるが、まず、コンピュータの出力装置とビデオモニタの二つの関税分類の具体的な分類基準にかかる規則が定められていないため、EU域内の加盟国ごとに、コンピュータ用FPDモニタに対する関税分類の運用及び関税上の扱いが統一されていないケースがあるとの問題がある。

また、2010年9月に採択されたパネル報告書は、モニタにDVI端子が付属していることだけをもって直ちにITA対象外とはならないことに加えて、ITA付属書Bに基づき、コンピュータに使用できるように設計されたFPDであればITA対象となり無税扱いをすべきとの判断を示している。このため、ITAを反映した譲許表に従った関税取扱いが実現されるためには、一定のモニタの関税分類にかかる上記措置の撤廃だけでは不十分であり、コンピュータに使用できるように設計されたすべてのFPDの無税取扱いが実質的に確保される必要がある。したがって、モニタの画面サイズ等による一部のコンピュータ用モニタに対する課税は、譲許に適合しない関税取扱いとしてGATT第2条違反となる疑いが強い。

## (c) セット・トップ・ボックス

### <措置の概要>

EUは、2008年、(i) 録画・再生機能 (ハードディスク、DVDドライブ等) を備えたセット・トップ・ボックスは、CN8521.91.00 (ビデオ録画・再生機器に対して13.9%の関税賦課) に分類されるとし、また、(ii) ISDN、WLAN、イー

サーネット技術を使うセット・トップ・ボックスは、CN8528.71.13（インターネットアクセス等によるコミュニケーション機能をもつセット・トップ・ボックスを無税とする）から除外する（かかるセット・トップ・ボックスはCN8528.71.19により14%の関税を賦課）旨の関税規則を施行した（2008年5月7日付官報掲載）。

#### ＜国際ルール上の問題点＞

EUは、ITA付属書Bに基づき、「コミュニケーション機能をもつSTB」を無税扱いとすることを譲許表で定めている。したがって、上記のとおり課税対象とされるSTBが「コミュニケーション機能をもつSTB」に該当する場合は、GATT第2条違反を構成する。

#### ＜最近の動き＞

EUは、2010年9月に採択されたWTOパネル報告書を受けて、2011年6月25日付官報で、コミュニケーション機能をもつセット・トップ・ボックスは、当該付加的機能によりセット・トップ・ボックスとしての本質的特徴が失われない限り、録画・再生機能をもつものも含めて無税とする履行措置を公表した。また、2012年2月21日付官報で、セット・トップ・ボックスの分類基準にかかる新規則を発表した。今後は、新規則の運用において勧告履行が適切に行われているか注視していくことになろう。

## 2. その他の製品

また、今回のWTOパネルにおける検討の対象とはしていないが、實際上、技術進歩によって多機能化・高度化した故にITA対象外とされてしまい、かかる取扱いがITAの本来の趣旨やこれまでの成果に逆行し、また協定違反の可能性が高いと考えられる品目として、以下の3品目がある。

### (a) 半導体デバイス

#### ＜措置の概要＞

2008年9月、EU域内の一部の国が、これまでトランジスタ等半導体（HS8541：関税率0%）として通関していた一部の半導体デバイス（Packaged IGBT device）の関税分類を突如変更し、ITAの対象外であるスイッチ機器（HS8535もしくは8536：関税率2.3～2.7%）として関税を賦課した。

#### ＜国際ルール上の問題点＞

EUはITA対象製品であるHS8541のトランジスタ等半導体を無税とすることを譲許表上で約束している。このため、Packaged IGBT deviceがトランジスタ等半導体に該当する場合には、Packaged IGBT deviceへの課税はGATT第2条違反を構成する。Packaged IGBT deviceは、高電圧電流のスイッチング等に用いられるトランジスタの一種であるIGBT（Insulate Gate Bipolar Transistor）に、ダイオードを複数組み合わせパッケージ化したものであり、その機能は、単品のトランジスタと同じ毎秒何千から何万回におよぶ高速のスイッチングであるため、機械的にON/OFFを切り替えるようなスイッチ機器ではなく、ITA対象製品であるHS8541のトランジスタ等半導体として無税扱いすべき。

また、Packaged IGBT deviceは、鉄道車両や風力発電機等に設置されるインバータ等の変換素子として用いられている。このような特性を持つPackaged IGBT deviceについて、スイッチ機器と分類した上で関税を賦課することは、Packaged IGBT deviceのみならず高電圧電流を効率良く制御する類のインバータ等の流通に影響を与えうるため、ITの技術進歩を阻害し、ITAの本来の目的にも反するものと懸念される。また、上述のように、突然関税分類を変更して関税を賦課することは、事業者の予見可能性を著しく害する懸念がある。

### ＜最近の動き＞

本製品の関税分類について、2011年7月に我が国よりWCOへ問題提起を行った。同年9月にWCO・HS委員会で行われた投票では、HSコード8541（トランジスタ等半導体）への分類の支持が賛成多数を占めたが、EUが留保権を行使し議論が継続扱いとなっている。

#### (b) インクカートリッジ

##### ＜措置の概要＞

欧州司法裁判所は、2002年2月及び2006年10月、ヘッドなしインクカートリッジの関税分類について、コンピュータ出力装置の部分品及び附属品（CN8473.30.90：関税率0%）ではなく、インク（CN3215.90.80：関税率6.5%）に分類されるのが妥当との判決を下した。これにより、EU加盟国税関において、ヘッドなしインクカートリッジがインクに分類され、6.5%の関税が賦課されるようになった。

##### ＜国際ルール上の問題点＞

EUはITA対象製品であるCN8473.30.90を無税とすることを譲許表上で約束している。このため、インクカートリッジがCN8473.30.90に該当する場合には、インクカートリッジへの課税はGATT第2条違反を構成する。インクカートリッジは、単にインクを貯蔵するものではなく、プリンターヘッドへのインク供給やコンピュータへの情報伝達といったプリンターの重要な機能を司るものであり、プリンターにとって紛れもない部分品であるため、ITA対象製品であるCN8473.30.90として無税扱いすべきである。

### ＜最近の動き＞

2007年10月、HS2012改正を検討しているWCO関税分類見直し小委員会に、一部加盟国の提案に基づいてWCO事務局より、インクカートリッジ、トナーカートリッジ、熱転写印刷用カートリッジ等の分類を統一するような新しい関税分

類を策定することに関する検討ペーパーが提出された。新しい分類の内容によっては、インクカートリッジがITA対象外の製品として位置づけられる可能性があり、我が国からも問題点を指摘したところ、7カ国による非公式ワーキンググループを構成して検討することとなった。しかし、ワーキンググループにおいても統一案の合意に至らず、2008年11月の関税分類見直し小委員会において、現状維持とすることが決定された。

#### (c) デジタルカメラ

##### ＜措置の概要＞

ITAに基づき、EUを含むITA加盟国は“still image video cameras and other video recorders”（HS8525.40（HS1996））の一部である“digital still image video cameras”（デジタルカメラ）の関税を無税とすることに合意しており、EUも2000年から当該関税をゼロとしている。しかしEUはデジタルカメラの付加的な動画撮影機能に注目して、同機能を有するデジタルカメラの関税分類をデジタルカメラ（CN8525.80.30：関税率0%）からビデオカメラレコーダー（①外部入力による録画ができないタイプ、CN8525.80.91：関税率4.9%、②外部入力による録画ができるタイプ、CN8525.80.99：関税率12.5%）へ変更し、ITA対象外として課税対象とすることを検討していた。なお、WCOはHS6桁までの関税分類の調和を目的としており、HS7桁以下の分類は各国に委ねられているところ、本件については、動画機能付デジタルカメラがHS8525.40（HS1996）に該当することに争いはないため、WCOにおける議論の範疇には入っていない。

##### ＜国際ルール上の問題点＞

EUの譲許表において、デジタルカメラは明確にITA対象製品として無税扱いとすることを約束されているため、付加的な機能の追加のみを理由に税率を変更することは、ITAに基づくEUの譲許違反、すなわちGATT第2条違反を構成する

可能性が高い。現在、市場で普及しているデジタルカメラは、一部を除き、付加的な機能として動画撮影機能を有している。このため動画撮影機能付デジタルカメラを有税化すると、市場に流通しているデジタルカメラのほとんどがITA対象外とされることが懸念されていた。

### <最近の動き>

2007年7月、EUの関税コード委員会（Customs Code CommitteeまたはC.C.C.）は「ビデオカメラ」（4.9%）と「デジタルカメラ」（0%）を区別するための規則及び注釈を採用した。それによれば、録画される動画の、①画質が800×600ピクセル以上、②連続録画時間が30分以上、③23fps（フレーム/秒）以上、という3つの基準をすべて満たす機種のみがビデオカメラとして区分されている。この結果同基準により、従来から「デジタルカメラ」として無税扱いされてきたほとんどの機種は、引き続き「デジタルカメラ」と分類されることとなりビデオカメラとして再分類されることがなくなった。しかしながら、基準策定のプロセスが不透明であったなど、今後課題が残っていることも確かである。

## (3) その他の関税分類問題

### ②デジタル・ビデオカメラ（カムコーダ）の関税問題

#### <措置の概要>

EUの関税分類では、内蔵するカメラ部からの信号だけでなく、テレビ等の外部機器からの信号を受信して録画可能なビデオカメラと不可能なビデオカメラを区別しており、それぞれ14%と4.9%という異なる関税率が設定されている。これについてEUは2001年7月、通関時に外部機器からの録画（DV-IN）が制御されている場合であっても、通関後に（ハードウェアの追加・変更等なしに）ソフトウェアの操作のみにより制御を解除できるモデルについては、外部機器からの信号を録画可能なビデオカメラであるとして14%の関税

が課されるとの注釈（the 2001 Explanatory Note）を公表した。そのため、DV-IN機能が作動しないようにソフトウェアで制御しているモデルについては、前の関税率は4.9%とされていたが、新たに関税率14%の製品として扱われることとなった。

更に、一部EU加盟国は、関税率4.9%で通関していた過去3年分の輸入品について、輸入申告が誤りであったとして事後的に関税未納額を徴収している。

### <国際ルール上の問題点>

当該製品はITA対象製品に該当しないため、WTO上の譲許の問題ではないが、上記のような不公正な関税分類の変更は事業者の予見可能性を著しく害し、公正な取引を阻害する懸念がある。

### <最近の動き>

当該注釈の正当性に関しては、EU加盟各国において複数の民事訴訟が提起されており、とりわけ2007年9月には、欧州司法裁判所（ECJ）が、DV-IN機能の制御をソフトウェアにより解除可能な機種に対する14%の課税を規定した当該注釈を誤りとする判決を下している。同判決は、14%の課税対象となる機器について、DV-IN機能の制御の解除作業が「簡単（simple）」なものであり、かつ取扱説明書にその方法が記載されていることが必要とされる等、当該注釈を不当とする従来からの我が国の主張に沿った内容となっている。なお今後、本件に関する他の訴訟においても、原則として本判決に則った判断が下されることが予想される。

## アンチ・ダンピング

アンチ・ダンピング（AD）分野は、EUにおいても隠れた保護主義が見られる分野である。EUの現行AD規則は、AD協定を踏まえた改正

がなされたものであり、ウルグアイ・ラウンド交渉の成果が見られる。一方、EUの現行規則及び運用では、米国に比べて当局の裁量にゆだねられる部分が大きく、ダンピング・マージンが過剰に算定される可能性がある。

テレビカメラシステムに対するAD措置の撤廃（2007年7月）により、EUの対日AD措置は現在存在しないが、今後とも、AD制度の運用に関し注視していくことが重要である。



## 日本製テレビカメラシステムに対するAD措置の撤廃について

2006年5月、欧州委員会は、日本製テレビカメラシステムに関し、従来の課税対象産品を拡充する形で新規調査（Certain Camera Systems）を開始した。当該調査では、従来課税対象となっていた「テレビカメラ」とはEU市場で競合関係になく、かつEU企業が生産・販売を行っていない「カムコーダー」や「ボックスカメラ」（放送業務用）が含まれていた。これら3つの製品は、実際に製品を使用するユーザーから見れば、用途・機能の面から全く異なる製品であり、同一の調査対象産品として扱うことは不適切なものであった。

調査の結果として「カムコーダー」や「ボックスカメラ」がAD課税の対象となる場合には、日本からの輸出に多大な影響が生じるほか、EU企業が代替製品を供給できないため、EU域内の放送関連産業のユーザーにとっても、AD税分のコスト負担を強いることになり多大な経済的影響が及ぶことが懸

念された。

本調査に対応した日本企業の精力的な対応の結果、欧州委員会は、適切な調査対象産品の定義を判断するためとして仮決定を行わず、2007年5月には調査が終了することになった。

この間、日本政府からも、日・EU規制改革対話等の協議の場を通じて、本調査の問題点を指摘し調査方法の見直しを要請した。また、甘利経済産業大臣からマンデルソン委員宛に大臣書簡を発送し日本側の意見・要望を伝えた後、同委員から、欧州委員会は仮決定を行わず適切な結論を検討する旨の返書を接受している。

以上のとおり、2006年5月に開始された調査については終了することになったが、1994年以来、AD課税が行われていたテレビカメラシステムに対する既存措置についても、EU内で見直しが行われ、2007年7月31日に措置撤廃が決定された。

## 基準・認証制度

### (1) 廃電気電子機器指令（WEEE）、電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する指令（RoHS）及び電池指令改正案

#### <措置の概要>

2003年2月に発効したEUの廃電気電子機器指令（WEEE）及び電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する指令（RoHS）は、電気電子機器の廃棄防止や有害物質の使用抑制等を目的に含有成分規制として鉛、水銀、カドミウム等の

使用を規制し（Substance Ban）、また、同時にほとんどすべての電気電子機器の回収・リサイクル義務を規定するものである。また、2006年9月に法制化された電池指令は、EU域内市場で販売されるすべての電池の回収とリサイクルを義務づけるものであり、EU加盟国は2008年9月26日までの国内法制化が必要とされていたが、全ての加盟国が導入を終え、欧州委員会に通知した。同指令では重量比で0.0005%を超える水銀を含有する電池及び蓄電池並びに（コードレス電動工具用電池等を除いて）0.002%を超えるカドミウムを含有する電池及び蓄電池の販売を禁止している。2009年9月26日以降、1次電池、2次電池ともそ

の容量を義務づけていた。しかしながら、2次電池には容量を測定する標準があるが、1次電池には標準が存在しない。当初、欧州委員会は1次電池の標準の作成を試みたが、現在頓挫している。

### ＜国際ルール上の問題点＞

WEEE、RoHSについては、いずれも加盟国によって指令の解釈・適用に違いがある模様であり、その程度によっては生産者は各加盟国ごとの異なる対応のために手続・コストの面で過度な負担が発生し、TBT協定第2.2条（強制規格は正当な目的の達成のために必要以上に貿易制限的であってはならない）の観点から問題となる可能性がある。

電池指令については、対象となる1次電池（アルカリ電池やマンガン電池等の使い捨て電池）及び蓄電池に対してクロスアウト・ダストビンマークの表示を要求するとともに、これらの回収・処理・リサイクルについては、施行前に販売された電池の分も含めて生産者にコスト負担の義務を負わせていることから、生産者にとって過大なコスト増につながりかねずTBT協定第2.2条（強制規格は正当な目的の達成のために必要以上に貿易制限的であってはならない）の観点から問題となる可能性がある。

### ＜最近の動き＞

2009年3月及び12月の日EU規制改革対話においても、WEEE指令及びRoHS指令に関してすべてのEU加盟国において統一的な規制の運用と適用が確保されるよう求める要望書を提出している。具体的な事項としては、WEEE指令については、加盟国によって指令の解釈が異なることにより生じる対象製品範囲の差異の是正を、RoHS指令については、適用除外を廃止する際の十分な移行期間確保及びスペアパーツについての適用除外継続、適合証明の方法についての加盟国の差異を解消するための統一的ガイダンスの策定等を要望している。なお、RoHS指令の適用除外事項の

取り扱いについては、技術適用委員会（TAC：Technical Adaptation Committee）で引き続き議論されている。2006年10月14日にEU官報で告示された追加除外9項目については、日本の業界から出された追加除外の要望がすべて反映された形になったが、今後の動向については引き続き注視が必要である。電池指令については、加盟国は遅くとも2008年9月26日までに同指令を国内法に導入しなくてはならないとされていたが全ての加盟国が導入を終え、欧州委員会に通知した。

なお、WEEE指令及びRoHS指令は2008年12月に欧州委員会においてそれぞれ新指令案が採択された。RoHS指令改正案は2010年11月24日にEU議会本会議で採択され、2011年3月の環境理事会で採択後、3月18日に改訂のTBT通報が行われている。その運用に関しては、規制物質の選定に関してはレビューメカニズムを通じて行われ、社会的影響や代替品の有無等をしっかりと勘案されるとしている。現在規制対象の6物質に新規追加される際には、十分な猶予期間が設定されるよう、また、REACH規則「制限」との重複あるいはギャップが生じないように、注視していく必要がある。

## （2）エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求設定枠組み指令（EuP）案

### ＜措置の概要＞

「エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求事項の設定のための枠組みを設けることに関する欧州議会及び理事会指令」（EuP（Energy-using Products）指令）は、製品・機器の分野に横断的な事項等を定める「枠組み指令」に関するものであり、2009年には対象とする製品の範囲がエネルギー使用製品（EuP）からエネルギー関連製品（ErP（Energy-related Products））に拡大された。個別の製品・機器に対する具体的な規制内容は、「実施措置指令」として順次採択されていくこととなる。実施措置指令では、対象となる製品に応

じて、①ライフサイクル全体にわたる環境側面について、網羅的なアセスメントの実施により環境性能向上を図るエコデザイン要求（包括的なエコデザイン要求）、②ライフサイクルの諸段階で特定の環境側面に着目したエコデザイン要求（特定のエコデザイン要求）（例えば、電気製品使用時のエネルギー効率等）の、いずれか又は両方が当該製品に対する具体的な規制内容（エコデザイン要求）として規定される見込みである。

なお、本指令の対象となる「エネルギー使用製品」には、エネルギー（電気、化石燃料（石油・ガス）、再生可能燃料）の投入により機能するあらゆる製品に加え、エネルギー使用製品に組み込まれる部品で、それ自体でも上市され、単独で環境性能が評価できるものも含まれる。但し、自動車を含む陸輸送機器（陸上・海上・航空）は、既存の法令や自主規制で十分取組が進んでいるとの理由により、現時点では対象外となっているが、将来的に当該指令における規制の必要性について検討していくことになっている。また、「エネルギー関連製品」には建材や窓枠、蛇口といったエネルギーを直接使用しない製品であってもエネルギー効率に影響を与えるものが対象とされている。

### ＜国際ルール上の問題点＞

EuP指令の対象となる個別の製品・機器に対する具体的な規制内容によっては、TBT協定第2.2条（強制規格は正当な目的の達成のために必要以上に貿易制限的であってはならない）の観点から問題となる可能性があるため、実施対策指令の策定にあたって域外事業者の意見も正当に反映されることが明確に担保される必要がある。

### ＜最近の動き＞

待機電力に続き、テレビ、照明等、ボイラー、空調に関する実施措置が策定され、2009年3月及び12月の日EU規制改革対話及び、2010年11月のTBT委員会においても、作業スケジュールの

見通し、実施規定・整合規格等の策定の際の透明性確保、整合規格・対象機器の試験方法、製品使用方法に係る国際規格・既存枠組みとの整合性確保等について、コメントを提出している。また、現在は工作機械全般の予備調査も行われており、産業用機械製品にも拡大している。更に、今後3年間（2012年～2014年）に実施措置の対象とする製品に関する予備調査では、建築関係、水利用製品、制御機器、携帯電話、農業・建設機械、モーターといった分野も対象候補に挙げられている。対象範囲の拡大には注意が必要である。

加盟国は遅くとも2010年11月20日までに同指令を国内法に導入しなくてはならないとされていたが、全ての加盟国が導入を終え、欧州委員会に同指令を国内法に導入するための法規を通知した。

## （3）化学品規制（REACH）

### ＜措置の概要＞

欧州委員会は、2001年2月、化学物質のリスク評価・管理強化を内容とする「今後の化学品政策の戦略」を発表し、2003年5月には、新たな化学品規制（REACH：Registration, Evaluation and Authorisation of Chemicals）案を公表した。その後、EU閣僚理事会、欧州議会での審議を経て、2006年12月18日のEU閣僚理事会（環境相理事会）において最終的に採択され、2007年6月1日から施行された。実質的運用開始に向けて、欧州委員会は、ITシステムの整備、各種ガイダンス文書の整備等について、REACH Implementation Projectsを立ち上げ検討を行い、2008年6月1日から化学物質の予備登録が実施された。6か月間でEU27か国とEEA3か国（アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー）の企業約6万5,000社が、約15万以上の化学物質をカバーする約275万件の予備登録を行った。ECHA（欧州化学製品庁）は2010年12月1日までに9200の物質が登録されると予想していたが、実際の登録数は4300に留まっている。

この規制の特徴は、以下のとおりである。

- ①既存化学物質と新規化学物質を同一の枠組みで規制を行い、既に市場に供給されている既存化学物質についても新規化学物質と同様に登録が義務づけられる（年間累計1トン以上の化学物質を欧州域内で製造又は輸入する者が対象）。さらに、年間累計10トン以上製造・輸入される化学物質については、化学物質安全性評価書の作成を義務づける。
- ②従来、行政府が担ってきた既存化学物質の安全性評価の責務を、産業界に課す。
- ③一定の要件の下で、成形品（article）中に、意図的放出物が含まれる場合は登録を、高懸念物質が含まれる場合には届出が義務づけられる。
- ④発がん性などの懸念が極めて高い一定の化学物質については、個々の用途ごとに市場への供給を認可するシステムを導入する（産業界においてリスクが極めて小さいこと等が証明できない限り、市場への供給が禁止される）。

#### <国際ルール上の問題点>

運用規則の内容が、EU域外企業を域内企業に比して不利に扱うようなものになる場合はTBT協定第2.1条（内国民待遇）、また、事業者に過度な負担を課すようなものになる場合はTBT協定第2.2条（強制規格は正当な目的の達成のために必要以上に貿易制限的であってはならない）の観点からそれぞれ問題になる可能性がある。

#### <最近の動き>

我が国は、2004年1月21日に、欧州委員会からREACH規則案がWTOに通報されて以降、WTO上の懸念事項についてのコメントを欧州委員会に提出するとともに、WTO/TBT委員会、日EU規制改革対話、日EU産業政策・産業協力ダイアログ等あらゆる機会を捉え、同じ物質の登録の際の試験結果に関する過度な負担の回避、成形品中の物質の届出の要件と基準の明確化等、本規則案の修正に向けて、欧州委員会、EU理事会、

EU加盟国政府及び欧州議会議員等への働きかけを続けてきた。その結果、2006年12月にEU閣僚理事会（環境相理事会）で最終採択された案には、一物質一登録の考え方や届出対象物質の明確化（リスト化）等が盛り込まれるなど、我が国懸念事項について一定の改善が図られた。

規則の運用、改善については、2010年に引き続き、2011年3月のWTO/TBT委員会等の場を通じて、EUに対して、成形品に含有される届出対象物質の閾値は製品毎に算出されるべきこと、ポリマー中のモノマー物質の登録の必要性について見直しを求めるなど、執行の実現可能性、国際的調和、明確性、公平性、合理性を確保した弾力的な制度運用及び改善の要望を行っている。また、執行上の問題として、規則遵守のための大規模な立入検査が実施されているが、検査の際に法令で要求されている以上の情報を現場の行政官から求められるケースも散見され、加盟国への説明・トレーニングの徹底等を併せて要望した。域外国に不利な内容とならぬよう、今後も引き続き注視する必要がある。

## サービス貿易

### オーディオ・ビジュアル（AV）分野の規制

#### <措置の概要>

EUは、域内の文化的価値の保護を目的として、理事会の「国境なきテレビ指令」89.552.EEC（修正指令97.36.EC）により、テレビ放映時間の半分を超える時間を、実行可能な場合にかつ適切な方法で欧州作品のために留保するよう加盟国に求めていた（但し、ニュース、スポーツ・イベント、ゲーム、広告、文字多重放送を除く）。この指令に基づき、全加盟国で国内法の整備が終了しており、例えば、フランスでは、テレビで放映される映画は少なくとも60%を欧州制作分としなければならない、また、仏語放送を全体の40%以上と

しなければならないと規定している（1992年1月18日の政令No.86-1067）。その後、同指令は「視聴覚メディア・サービス指令」として、新たに生まれ変わり、2007年12月19日に発効（下記「参考『視聴覚メディア・サービス指令』概要」参照）。テレビ広告、ビデオ・オン・デマンド等に関する規律が新たに追加されている。

### ＜国際ルール上の問題点＞

EUは、AV分野について一切の約束をせず、あわせて最恵国待遇（MFN）例外登録も行っているため、上記措置がWTO協定違反とは言えない。しかしながら、サービス協定はすべてのサービスを対象とするものであり、自由化に向けた取組が望まれる。

なお、MFNは、多角的貿易体制において自由化を実現していく上で最も重要な柱の1つであり、WTO協定における基本原則である。MFN免除措置はその最も重要な原則からの逸脱であるため、その撤廃が望ましく、サービス協定上も、MFN免除は時限的なもので、原則として10年を超えてはならないとしている。この点、EU自身が2009年7月の『オーディオビジュアル政策の外的側面に関するスタッフ・ワーキング文書』と題する文書において、今後WTOに加盟をしようとする国々に対し、EUと文化的な協力関係を構築するために、音響映像サービスの約束を行わず、かつMFN免除登録を促すことを助長するような記載があることはWTOの精神からも看過することは出来ない。

### ＜最近の動き＞

上述のとおり、2007年11月、欧州議会において、「テレビ放送活動の遂行に関する一部の加盟国法規のコーディネーションに関する理事会指令89.552.EEC（国境なきテレビ指令）を修正する欧州議会・理事会指令案（視聴覚メディア・サービス指令案）」[COM（2005）646]が採択され、翌12月に発効した。同指令の国内法への導入期限

は24か月以内（2009年12月19日）で、すべての加盟国が指令を国内法に導入するための法規を欧州委員会に通知済みである。

他方で、EU側自身も2008年5月19日、カンヌ映画祭のEurope Dayで「カンヌ宣言2008」という形で、現在の欧州による音響映像産業のイニシアティブは、音響映像市場の国際化の進展という状況に対応し、その好機を活用するためのものと言えず、域外国との協力を強化することの有用性を認めている。さらに、同宣言では『『視聴覚メディア・サービス指令』の中の欧州作品の定義の1つである『欧州共同体と域外国との間に締結されたオーディオ・ビジュアル部門の協定の枠内で共同制作された作品』という定義によって提供される可能性に留意する』という形で、共同制作という協力形態を前提としつつも、一定の外国音響映像産業の参入余地を認めている点は注目に値する。

欧州委員会は2011年3月29日、『視聴覚メディアサービス指令』の適用状況に関する情報提供を16の加盟国に要請し、加盟国が採択し欧州委員会に通知した国内法の分析を行い、指令の内容が的確に国内法に反映されているかを精査した。これに基づき、欧州委員会は、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、ギリシャ、アイルランド、イタリア、マルタ、オランダ、ルーマニア、チェコ、英国、スロバキア、スウェーデンに対して、指令の様々な規定を如何に遵守しているかを確認するための書簡を送付した。残りの加盟国に関しても、国内法の分析が終わり次第、同様な書簡を送付することが予定されている。

EUにおける文化保護政策は引き続き厳しく行われているところ、我が国はWTOサービス交渉において、EUに自由化約束向上を行うよう求めている。



## 「視聴覚メディア・サービス指令」概要

指令は、視聴覚メディア・サービスの概念の定義にあたり、視聴者にコンテンツを「送り出す」形となる“linear services”であるテレビ放送と、視聴者がネットワークから「引き出す」形となるビデオ・オン・デマンド（VOD）のようなオン・デマンド・サービス（“non-linear services”）を区別している。“non-linear services”には、最低限の共通規則のみが適用され、広告の量的制限のような規則はテレビ放送にしか適用されない。

また、加盟国の権限を明確にするため、サービス提供者には「原産国の原則（principle of country-of-origin）」が適用される。但し、加盟国Aに存在するサービスの提供者が、完全にあるいは主に加盟国Bに向けてテレビ放送を行う場合、加盟国Bがこのサービス提供者に対し何らかの措置を採ることを許可するメカニズムを設置することで合意が形成された。

Product placement（映画やテレビ番組などのコンテンツ中に特定の製品を登場させることにより広告を行う手法）に関しては、「視聴覚メディア・サービス指令」の国内法への導入期間中は許可されるが、それ以降は禁止するとの原則が盛り込まれた。但し、映画やスポーツ番組、連続ドラマなど一部のプログラムに関しては、条件付きで例外措置が

適用される。ニュース番組、子供向けの番組、ドキュメンタリー番組でのProduct placementは禁止される。番組の中でProduct placementが行われる場合は、番組の始めと終わり及びCMの後に、Product placementが行われていることを明示しなくてはならない。広告の挿入時間は、1時間あたり12分を上限とする（20%ルール）。

広告の挿入間隔は、映画やニュース番組の場合、30分に1回とする。子供向けの番組の場合、番組が30分を超えるものでない限り、広告を挿入することはできない。タバコや処方箋の必要な薬のCMは禁止される。また、欧州委員会及び加盟国は、脂肪、塩分、糖分の多い食品（ジャンク・フード）の消費を子供に促すような広告を回避するための倫理綱領の策定を視聴覚サービスの提供者に奨励する。

欧州製の番組の放映の促進に関する規定は維持される。オン・デマンド・サービスに関しても、サービス提供者には、欧州製の作品の制作、欧州製の作品へのアクセスを奨励することが義務づけられる。

欧州製の番組の放映の促進に関する規定は維持される。オン・デマンド・サービスに関しても、サービス提供者には、欧州製の作品の制作、欧州製の作品へのアクセスを奨励することが義務づけられる。

## 地域統合

### （1）譲許税率の引き上げ

#### ＜措置の概要＞

2007年1月1日、新たにブルガリア及びルーマニアがEUに加盟した。1973年より累次行われてきたEU拡大の場合と同様、今回も新規加盟国の関税がEUの共通関税に置き換えられたため、一部品目について関税（譲許税率）が引き上げられる結果となった。GATT第28条1項の定めによれば、事前に関係国と交渉し、かつ合意すること

により、譲許税率を引き上げることができるものとされているが、EUは我が国をはじめとする関係国と交渉を終了させることなく、新規加盟国における関税の引き上げがなされた。なお、EUによる譲許税率の一方的な引き上げは、2007年時にとどまらず、これまでの加盟国拡大に際して繰り返し行われている。たとえば、2004年5月の新規10か国加盟によるEU拡大時にも、我が国はEU拡大前の交渉妥結を目指し、EUに対して働きかけを行ったものの、EUは我が国を含む関係国と何ら事前の交渉を行うことなく新規加盟国における関税の引き上げがなされた。我が国との交

渉を経て合意された補償措置が施行されるまでにはEU拡大後約1年8か月を要し、その間、対EU輸出企業の一部は一方的に引き上げられた関税を徴収される損害を被る結果となった。

### ＜国際ルール上の問題点＞

EU拡大に伴う一方的な関税の引き上げは、譲許税率を引き上げる場合にGATT第28条に定める手続により補償的調整を義務づけているGATT第24条第6項に整合的でない。

### ＜最近の動き＞

2006年12月21日、我が国はEUに対し、ブルガリア及びルーマニアのEU加盟に伴うGATT第24条6項交渉開始の意図がある旨書面にて申し入れ、EUとの間で本件について2度の協議を行った。我が国は、税率の引き上げによる損害を累積したものが損害額であると主張しているが、EU側は、ある新規加盟国で税率が引き上げられる場合でも、他の新規加盟国で税率が引き下げられる場合はその利益も考慮すべきであり、税率引き下げによる利益も考慮すれば補償は不要という主張を繰り返している。

なお、クロアチアは加盟交渉を終了し、2011年12月に加盟条約を調印、2013年7月にEUへの加盟が予定されている。加えて、アイスランド及びトルコがEUへの加盟交渉を行っており、また、モンテネグロ及びマケドニア旧ユーゴスラビア共和国も加盟候補国に認定されているところ、我が国としては、GATT第24条6項及び第28条との整合性を確保するよう、EUと協議を継続し、働きかけを行っていく必要がある。

## (2) AD措置の自動的拡大

EUは、これまでの数次の加盟国拡大に伴い、既存のEU加盟国への輸入に対して適用しているAD措置を、新規加盟国への輸入に対しても自動的に適用してきた。しかしながら、新規加盟国においてAD調査を行うことなく、自動的にAD措

置を拡大することは、AD協定に不整合であると考え（但し、2007年7月に、日本製テレビカメラシステムに対するAD措置撤廃をもって、EUにおける対日AD措置はすべて終了）。

## (3) ポーランドの自動車関税引き上げ

### ＜措置の概要＞

ポーランドは、EU—ポーランド連合協定の暫定協定発効（1992年3月）の2か月前に、自動車の輸入関税（非譲許）を15%から35%に引き上げた。係る措置によりEU域外産自動車については35%の関税を一律に賦課することとした。他方、EU域内産自動車に対しては、上記協定の適用により、段階的な関税引き下げ（1994年以降段階的引き下げ、1998年20%、1999年15%、2002年に0%）及び約3万台の輸入無税枠を設定（1993年1月導入、毎年枠を拡大）した。

### ＜国際ルール上の問題点＞

このように暫定協定締結時に近接して関税が引き上げられたことは、「関税は自由貿易協定締結の前より高度になってはならない」とするGATT第24条5項の規定に違反する疑いがある。本暫定協定発効の時点では関税は既に引き上げられていることから、同項（b）の規定には違反しないとの主張も理解できるが、本件関税引き上げが本暫定協定の署名（1991年12月）後に行われていることから見て本件関税引き上げは本暫定協定締結に伴ったものであると捉えるほうが自然であると考えられる。なお、本問題については、1994年11月のGATT理事会において、インドがパネルの設置を要求し、同理事会においてパネルが設置された。更に、1995年9月、インドはWTOの下で改めてポーランドに対してGATT第23条に基づく協議要請を行った（DS19）。その後、1996年8月、両国から相互に満足 of いく解決（ポーランドがGSP適用対象国向けに優遇税率による特別枠を設定）が得られた旨の通報があった。

＜最近の動き＞

我が国はポーランド政府に対して、日本産自動車とEU域内産自動車との関税格差が拡大し35%となっている状況は問題であり、今後の日－ポ間の貿易、投資をはじめとした経済交流促進のためには、ポーランド側の努力により、早期に本問題を解決させる必要がある旨主張してきた。しかし、結局改善が見られぬまま、2004年5月にポーランドのEU加盟に伴い、EUの対外共通関税が適用されることとなった。2007年1月にはブルガリア、ルーマニアが新たにEUに加盟し、現在は加盟交渉を終えたクロアチアが2013年7月の加盟に向けた準備を進めているほか、アイスランド及びトルコとの加盟交渉も行われているが、同様に対外的障壁が不必要に高まることのないよう、今後も注視していく必要がある。